平成２５年（再イ）第９号
岡山県倉敷市水江136番地８
再生債務者　橋本　大樹
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月24日まで
平成25年10月３日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２５年（再イ）第１３号
岡山県倉敷市中畝７丁目８番16号
再生債務者　岡　　政幸
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月24日まで
平成25年10月３日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２５年（再イ）第１１号
徳島県徳島市中吉野町１丁目22番地　Ｔサンライズ102号
再生債務者　田中健太郎
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月４日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２４号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓424番地１
再生債務者　平岡　　茂
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月４日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１３号
鹿児島県鹿児島市平川町921番地
再生債務者　木村さゆり
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月29日まで
平成25年10月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再イ）第１５号
青森市大字大野字前田74番地107
再生債務者　對馬　真弥
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月４日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第６号
香川県高松市松縄町1002番地17　グリーンピュア松縄301号室
再生債務者　三谷　淳二（旧姓福島）
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月４日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第１６号
神戸市西区桜が丘西町５丁目５番地の11
再生債務者　藤原ひろ子
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月５日まで
平成25年10月４日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第８号
京都府京田辺市薪西山40番地の１
再生債務者　松本　孝治
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月７日から平成25年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００３１号
東京都江東区北砂７―７―10―1006
再生債務者　横塚　英治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月17日まで
平成25年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
山形県酒田市松原南２番地の１　酒田警第７号職員アパート８号
再生債務者　武田　勇一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月25日まで
平成25年10月４日　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（再ロ）第２６号
京都市山科区大宅坂ノ辻町２番地２
再生債務者　柳井久美子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月６日まで
平成25年10月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社更生

会社更生
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月二十日
掲載頁　一一五頁（号外第二〇五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月二十日
掲載頁　一一五頁（号外第二〇五号）
平成二十五年十月十五日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一二号
（甲）光洋産業株式会社
代表取締役　奥井　基也
東京都千代田区九段北一丁目一四番一二号
（乙）勝田産商株式会社
代表取締役　奥井　基也

会社更生
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月一日
掲載頁　一一四頁（号外第一四一号）
平成二十五年十月十五日
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（甲）株式会社東芝
代表執行役社長　田中　久雄
東京都千代田区外神田二丁目一番一五号
（乙）東芝コンシューマエレクトロニクス・ホールディングス株式会社
代表取締役　吉村　卓士